

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4447
24年5月17日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

冷遇される非正規雇用

おはようございます。
最近では寒暖差が激しいので体調管理には気を付けてみましょう。

2024春闘は中小企業の交渉が続いているさなかではありますが、これまでのところ今年賃金改善が5%超えと33年ぶり高水準の賃上げとなつています。

長崎県内でも同様で連合長崎によると、過去最高水準となった4月の前回集計額を上回り、平均賃上げ率4.9%。賃金改善を要求した140の組合のうち、約100組合が妥結しています。

長崎県内に本社を置く地元企業では、定期昇給を含む平均賃上げ額は1万2230円、平均賃上げ率は5.18%になりました。

このように賃上げニュースが多かった今春闘。

しかし、非正規労働者はどうでしょうか？
春闘の時期に合わせてパートや派遣社員などが集まり賃上げを求める「非正規春闘」に取り組む労働組合の実行委員会は9日、厚生労働省で記



者会見を行いました。会見では一律10%以上の賃上げ要求を107社に行い、55%にあたる59社から回答があったが、平均すると3.4%の賃上げにとどまっているとのこと。さら

45%にあたる48社からは、これまで「賃上げ回答」がないことが報告されました。
また、実行委員会が行った全国の非正規労働者への調査では、約7割が賃上げなしと回答との報告がありました。

日本郵政グループでも非正規労働者に対してはゼロ回答で、社員一律の特別一時金1.5万円(ラタイム)を支給するとの回答だけです。

殆ど同じ仕事をしているのになぜここまで、非正規労働者は冷遇されるのでしょうか？非正規社員を取り巻く環境は厳しさを増す一方です。
厚生労働省が発表した3月の毎月の勤労統計によると、物価の変動を反

名目賃金と実質賃金

○名目賃金とは、労働の対価として支払われる賃金そのもの。「従業員に支払われた金額=名目賃金」

○実質賃金とは、「物価変動を考慮した賃金」のこと。実質賃金は「名目賃金指数÷消費者物価指数」という数式で算出される。

名目賃金が前年と変わらなくても、物価上昇が続くと実質的な購買力は低下し実質賃金は下がる。逆に物価下落が続くと実質的な購買力は上昇し実質賃金は上がる。

このように名目賃金が増加しても物価上昇がその増加率を上回って進行する場合、購買力は低下し実質賃金も下がるため、生活は苦しくなるといわれる。

映させた実質賃金は昨年の同じ月よりも2.5%減少し、過去最長24ヶ月連続でマイナスでした。
5月からは電気料金の再生エネルギーの負担金の増額に加え、政府による補助金の終了で光熱費の値上がりも予想されています。

物価高や極端な円安が続いている今、非正規労働者が安心して暮らすためには最低賃金1500円の実現が急務です。



無くならない
時間前着手

先日、長中局のCS掲示板に、時間前着手の件が掲載されていました。
内容は「中勤、夜勤担当が早い人は15分前から着手している、休憩時間を8割の社員が守っていない」などで、長中局の回答は、「改めて勤務時間を守るよう、社員に理解、浸透するように周知

しますが、職場の皆さんも周知されたことを守るようにしてください」でした。
この回答を受けてか、第3集配営業部ではミィティングで時間前着手についての周知がありました。休憩は必ず1時間取得することや、「本人に言いにくい時は課長に報告して欲しい」など、具体的な周知がされました。

しかし次の日、午後の始業開始は13時45分なのですが私の所属する班では、13時45分前に小包を仕分けしている通配担務社員がいました。

以前も課長に勤務時間を守らない社員について直接注意してもらったことはありましたが、守られるのはその時だけでした。勤務時間を守れない社員が居るのなら、勤務時間まで、区分台に入れないようにする、昼休憩は班員全員が揃ってから休憩に行くようにする。毎日、課長が休憩時間に「休憩時間、作業は禁止」と声掛けをして回るなど、強い対策を取らなければ、時間前着手を根絶することは出来ないと思います。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全面的に正社員化する。

ゆれば、均等待遇、なげんご差別ー。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー！